

第4回嬉野市議会臨時会議案

平成28年11月30日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
1 2	平成28年11月30日	専決処分（第11号）の報告について	1
1 3	平成28年11月30日	専決処分（第12号）の報告について	3
1 4	平成28年11月30日	専決処分（第13号）の報告について	5
1 5	平成28年11月30日	専決処分（第14号）の報告について	7

議案番号	提出年月日	議案名	頁
8 2	平成28年11月30日	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9
8 3	平成28年11月30日	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について	12
8 4	平成28年11月30日	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	14

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年11月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年11月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年11月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年11月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

議案第 82 号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年11月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第27条第1項中「があるものの介護をするため、」の次に「任命権者が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第27条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、嬉野市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の規定による改正前の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第28条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第1条に掲げる規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例の規定による改正後の嬉野市職員

の勤務時間、休暇等に関する条例第27条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事院規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第 83 号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部
を改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市
条例第37号）及び嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条
例第40号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年11月30日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 特別職の国家公務員の給与改正に準じ、期末手当を改定するため、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部
を改正する条例

(嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条及び第3条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例及び嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第3条の規定による改正前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例及び嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 84 号

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 44 号）並びに嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年嬉野市条例第 15 号）並びに嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年嬉野市条例第 14 号）並びに嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 45 号）並びに嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 146 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 11 月 30 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国、県の給与改定等に準じて嬉野市職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合においては100分の90」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の37.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の42.5」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の 職員	1	142,500	193,600	230,400	264,400	291,200	322,000	367,000
	2	143,700	195,400	231,900	266,500	293,400	324,200	369,700
	3	144,900	197,200	233,500	268,300	295,800	326,600	372,200
	4	146,000	199,100	235,100	270,400	298,000	328,800	374,900
	5	147,100	200,700	236,600	272,400	300,100	331,100	377,000
	6	148,300	202,500	238,400	274,300	302,400	333,200	379,500
	7	149,400	204,400	239,900	276,300	304,800	335,400	381,900
	8	150,500	206,200	241,500	278,500	307,100	337,700	384,400
	9	151,600	207,900	243,000	280,600	309,200	339,800	386,800
	10	153,000	209,800	244,600	282,700	311,600	342,000	389,600
	11	154,400	211,600	246,200	284,800	313,800	344,200	392,200
	12	155,700	213,400	247,700	286,900	316,200	346,400	395,000
	13	157,000	214,800	249,300	289,000	318,400	348,400	397,400
	14	158,500	216,700	250,800	291,100	320,500	350,500	399,800
	15	160,100	218,400	252,200	293,100	322,800	352,600	402,000

16	161,700	220,200	253,600	295,300	324,900	354,600	404,400
17	163,000	222,000	255,200	297,300	327,000	356,600	406,300
18	164,500	223,700	257,000	299,400	329,100	358,600	408,300
19	166,100	225,300	258,700	301,500	331,200	360,400	410,200
20	167,600	227,000	260,600	303,500	333,300	362,300	412,100
21	169,000	228,500	262,300	305,700	335,300	364,400	414,000
22	171,800	230,200	264,100	307,800	337,400	366,300	415,800
23	174,400	231,700	266,000	309,800	339,500	368,300	417,600
24	177,100	233,400	267,700	312,000	341,600	370,300	419,600
25	179,800	234,800	269,700	313,800	343,200	372,300	421,400
26	181,500	236,300	271,700	316,000	345,200	374,200	422,900
27	183,300	237,900	273,500	318,100	347,100	376,300	424,500
28	185,000	239,200	275,400	320,100	349,000	378,300	426,100
29	186,500	240,500	277,200	322,200	350,800	379,800	427,700
30	188,400	241,700	279,100	324,200	352,700	381,700	429,000
31	190,200	242,800	281,000	326,300	354,600	383,500	430,300
32	191,900	244,100	282,900	328,500	356,500	385,000	431,600
33	193,600	245,400	284,600	330,000	358,400	386,800	432,800
34	195,100	246,700	286,500	332,000	360,200	388,300	434,100
35	196,600	247,900	288,400	334,000	362,100	389,800	435,400
36	198,100	249,300	290,300	336,100	363,800	391,400	436,700
37	199,500	250,300	292,000	338,000	365,200	392,800	437,900
38	200,800	251,700	293,800	340,000	366,600	394,100	438,700
39	202,100	253,200	295,600	342,000	368,000	395,300	439,500
40	203,400	254,800	297,400	344,000	369,400	396,400	440,300
41	204,800	256,200	299,200	345,900	370,700	397,500	440,900
42	206,100	257,600	300,900	347,800	371,600	398,700	441,600
43	207,400	259,000	302,600	349,700	372,800	400,000	442,300
44	208,700	260,500	304,200	351,600	373,900	401,100	443,100
45	210,000	261,700	306,000	353,100	374,700	401,800	443,900
46	211,300	263,000	307,700	354,500	375,600	402,500	444,700

47	212,600	264,400	309,300	356,100	376,500	403,200	445,100
48	213,900	265,900	311,100	357,600	377,500	403,900	445,800
49	215,000	267,200	312,300	359,200	378,400	404,500	446,300
50	216,200	268,300	313,800	360,000	379,200	405,100	446,700
51	217,200	269,600	315,300	361,300	380,000	405,700	447,100
52	218,300	270,900	317,000	362,300	380,800	406,100	447,500
53	219,400	272,100	318,600	363,200	381,500	406,500	447,900
54	220,400	273,200	320,200	364,300	382,200	406,800	448,300
55	221,400	274,500	321,900	365,200	382,900	407,100	448,700
56	222,400	275,800	323,400	366,400	383,700	407,400	449,100
57	223,100	277,000	324,900	367,300	384,200	407,700	449,400
58	224,000	278,000	326,100	368,000	384,700	408,000	449,800
59	224,900	279,100	327,400	368,700	385,300	408,300	450,100
60	225,800	280,200	328,600	369,400	386,000	408,600	450,400
61	226,600	281,400	329,300	369,800	386,400	408,900	450,700
62	227,600	282,500	330,200	370,400	387,100	409,200	
63	228,500	283,400	331,000	371,100	387,700	409,500	
64	229,400	284,400	331,800	371,900	388,300	409,800	
65	230,100	285,200	332,800	372,200	388,800	410,100	
66	230,900	286,100	333,200	372,900	389,400	410,400	
67	231,800	286,800	333,900	373,600	390,000	410,700	
68	233,000	287,700	334,700	374,300	390,600	411,000	
69	233,800	288,800	335,500	374,600	391,000	411,200	
70	234,500	289,600	336,200	375,200	391,500	411,500	
71	235,200	290,400	336,900	375,900	392,000	411,900	
72	236,000	291,200	337,600	376,500	392,600	412,200	
73	236,800	292,000	338,100	376,800	392,900	412,400	
74	237,500	292,500	338,800	377,500	393,300	412,700	
75	238,300	292,900	339,300	378,200	393,700	413,000	
76	239,000	293,400	339,900	378,800	394,200	413,200	
77	239,700	293,600	340,200	379,200	394,500	413,400	

78	240,500	294,000	340,700	379,700	394,800
79	241,300	294,200	341,100	380,300	395,100
80	242,100	294,600	341,600	380,800	395,400
81	242,800	294,800	342,000	381,300	395,600
82	243,600	295,000	342,500	381,900	395,900
83	244,300	295,400	343,000	382,400	396,200
84	245,000	295,700	343,500	382,700	396,400
85	245,700	296,000	343,800	383,200	396,600
86	246,400	296,300	344,300	383,700	396,900
87	247,100	296,600	344,800	384,100	397,200
88	247,800	297,000	345,200	384,400	397,400
89	248,500	297,300	345,500	384,800	397,600
90	249,100	297,700	345,900	385,300	397,900
91	249,600	298,000	346,400	385,700	398,200
92	250,100	298,400	346,800	386,100	398,400
93	250,400	298,500	347,000	386,400	398,600
94		298,700	347,400	386,900	
95		299,200	347,900	387,300	
96		299,600	348,300	387,700	
97		299,800	348,400	388,000	
98		300,100	348,900	388,600	
99		300,500	349,300	389,000	
100		300,900	349,700	389,400	
101		301,100	350,000	389,700	
102		301,400	350,400		
103		301,800	350,800		
104		302,100	351,200		
105		302,300	351,700		
106		302,600	352,100		
107		303,000	352,500		
108		303,300	352,900		

109		303,500	353,400					
110		303,900	353,800					
111		304,300	354,100					
112		304,600	354,400					
113		304,800	354,900					
114		305,100						
115		305,400						
116		305,800						
117		306,000						
118		306,200						
119		306,500						
120		306,800						
121		307,200						
122		307,400						
123		307,700						
124		308,000						
125		308,300						
再任用 職員		186,800	214,400	258,500	278,200	293,600	318,800	361,200

附則第13項中「100分の1. 125」を「100分の1. 35」に、「100分の75」を「100分の90」に改める。

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項中「に掲げる扶養親族については、1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。」を「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万

円とする。」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「扶養親族としての要件」を「扶養親族たる要件」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、

同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40.0」に改める。

附則第13項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「843,000円」を「842,000円」に改める。

第7条第3項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する

第7条第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成27年嬉野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「受けていた給料月額」の次に「(嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第84号)の施行の日において同条例附則第10条第1項に規定する減額対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.935を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))」を加える。

(嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年嬉野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年嬉野市条例第146号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「満」及び「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「満」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「満」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び附則第1条第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成28年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)第25条第2項(同条第3項又は第3条及び第4条の規定による改正後の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(嬉野市職員の育児休業等に関する条例(平成18年嬉野市条例第35号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成28年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される行政職給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの(第1条改正後給与条例附則第10項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年嬉野市条例第175号)附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成28年4月1日に減額改定対象職員であった者で任

用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料の月額に100分の0.065を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から76号給まで
3級	1号給から60号給まで
4級	1号給から44号給まで
5級	1号給から36号給まで
6級	1号給から28号給まで
7級	1号給から16号給まで

(2) 平成28年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.065を乗じて得た額

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同条例第12条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1

人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第13条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

- 「
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のいない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶

養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

第2条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

